

## 令和4年度 保育所等利用申込みのご案内

保育所（園）は、「保護者が働いている」「保護者が病気の状態にある」「病人の看護をしている」など、いろいろな事情によりお子さんを家庭で保育することが困難なときに、保護者に代わってお子さんを保育することを目的とした児童福祉施設です。

保育所の利用には、保育の必要性を認定する「教育・保育給付認定」の申請が必要になりますので、入所申込と同時に、認定の申請をしてください。

### ★入所の受付

- 受付期間 **令和3年9月27日（月）～ 令和3年10月22日（金）**  
（土・日祝日は除きます）
- 提出場所 **福祉課子ども・若者支援室 または 第一希望の保育所**

**※育児休暇からの職場復帰等で年度途中の入所を予定されている場合も、この期間に必ずお申し込みください（出生前の受付も可能です）。お申込みがない場合は、入れないことがあります。**

### ★若狭町内の保育所

	保育所名	所在地	電話番号	利用定員	受入年齢
公立	みそみ保育所	井崎 46-24	45-0705	90	1歳～
公立	中央保育所	鳥浜 48-38	45-1815	90	1歳～
公立	気山保育所	上瀬 1-1-67	45-1329	45	1歳～
公立	とばっ子保育園	大鳥羽 38-36-1	64-1100	90	1歳～
公立	わかば保育園	瓜生 37-1	62-1411	90	1歳～
公立	三宅保育所	井ノ口 29-27-1	62-1461	90	1歳～
公立	ののはな保育園	玉置 50-1	57-1488	45	生後8週間～
私立	明倫保育園	藤井 16-80-4	45-0243	40	1歳～
私立	梅の里保育園	田井 24-2-2	46-1030	50	生後8週間～

※定員を超える申し込みがあった場合は、別紙の入所基準による利用調整を行い、保育の必要性が高い方から入所となります。同点数の場合は、抽選となることもあります。

## ★認定区分

お子さんの年齢や保育の必要性によって1号～2号に認定されます。

支給認定区分	対象年齢	利用施設
1号	3歳以上	幼稚園等の利用を希望する場合
2号	3歳以上	「保育を必要とする事由」に該当し、保育所で保育を希望する場合
3号	3歳未満	「保育を必要とする事由」に該当し、保育所で保育を希望する場合

## ★保育を必要とする事由

保育認定（2号、3号）を受けるには、若狭町に住民登録し若狭町に居住している家庭の児童で、保護者全員が次に掲げる「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

保育を必要とする事由		
1	就労	月48時間以上の就労がある
2	妊娠・出産	出産予定日の2ヶ月前～産後3ヶ月以内の期間
3	疾病・障害	病気やけがをしている、または心身の障害がある
4	介護・看護	同居または長期入院中の親族の介護・看護をしている
5	災害復旧	災害のため、その復旧にあたる間保育ができない
6	求職活動	求職活動（起業準備を含む）をしている（※最長90日間）
7	就学	就労を目的とした職業訓練校や大学等へ通学している
8	その他	児童福祉の観点から、町長が特に必要と認めるもの

## ★3歳未満児の入所について

※育児休暇中の入所はできません。

- ・ただし、家庭環境の諸事情や児童福祉の観点から総合的に勘案した上で、保育を必要と認める場合は、入所が可能です。
- ・育児休暇復帰の1週間前から入所（慣らし保育）が可能です。

※「友だちがいないから」「集団生活を経験させたい」などの理由だけでは入所することはできません。

※保育の必要性を確認するため就労証明書を添付していただいておりますが、自営業の事業主は、確定申告の写しか設置届の写し等を添付してください。家族に関しても、確定申告の写しか給料が出ているものがわかる書類等を添付してください。

## ★保育の必要量

保育認定を受けると、必要とする事由により、保育所を利用できる時間が設定されます。

区分	就労時間	保育時間
保育標準時間	月120時間以上の就労	最長11時間（7:30～18:30）
保育短時間	月48時間以上120時間未満の就労	最長8時間（8:00～16:00） （※梅の里保育園は8:30～16:30）

※就労以外の事由も、就労時間を基本として、保育の必要量を設定します。

## ★申込みに必要な書類

- ①保育所入所申込書
- ②子どものための教育・保育給付認定申請書
- ③保育を必要とする事由を証明する書類  
(父母および同居する **65歳未満の祖父母**の、それぞれの証明書類が必要です。)

	事由	添付書類
1	就労	会社等に勤務の方：就労証明書（会社で証明を受けること） 自営業・農林業・漁業の方：就労証明書（未満児は確定申告書写等を添付）
2	妊娠・出産	母子手帳のコピー（出産予定日のわかるページ）
3	疾病・障害	診断書または身障手帳（障害程度のわかるもの）のコピー
4	介護・看護	診断書または介護保険証（介護度のわかるもの）のコピー
5	災害復旧	罹災証明等
6	求職活動	申立書またはハローワークの証明書
7	就学	在学証明書または学生証のコピー
8	その他	子ども・若者支援室へご相談ください

※必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

## ★保育料・給食費の算定の書類

- 令和2年1月1日以前から、若狭町にお住まいの方  
保育料の算定は、住民税が対象となるため、提出は不要です。
- 令和2年1月2日以降に、若狭町へ転入された方（3歳以上児）  
若狭町で住民税がわからないため、前住所地発行の父母分の所得課税証明書を提出していただくことがあります。（※ただし、配偶者の扶養についている方は提出不要です。）

## ★申込み～入所までのスケジュールについて

月日	内容
9/23～10/23	入所申込書・給付認定申請書 書類配布、受付
11月～	利用調整・入所選考
2月上旬	入所保育所決定（入所承諾書、支給認定書送付）
2月下旬	各保育所にて入所説明会
4月上旬	入所式 慣らし保育開始
4月中旬	保育料（副食費）決定通知送付



## ★保育料について

保育料は4月1日現在の児童の年齢と、児童の父母の住民税額の合算で算定されます。  
 父母の収入が極端に少ない場合、同居している祖父母等の収入も算定対象となります。

【参考】

各月初日に在籍する 教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料(月額)	
			3号認定(3歳未満児)	
階層区分	定義		標準時間	短時間
第1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0	0
第2	市町村民税非課税世帯		0	0
第3	均等割のみ課税	ひとり親世帯等	4,000	3,900
		上記以外の世帯	8,000	7,800
	48,600円未満	ひとり親世帯等	6,000	5,850
		上記以外の世帯	12,000	11,700
第4	48,600円以上 72,800円未満	ひとり親世帯等	8,000	7,850
		上記以外の世帯	16,000	15,700
	72,800円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等 (77,100円以下)	9,000	9,000
		上記以外の世帯	20,000	19,600
市町村民税 課税世帯 所得割額	77,101円以上 97,000円未満		20,000	19,600
	97,000円以上 109,600円未満		26,000	25,500
	109,600円以上 169,000円未満		28,000	27,500
	169,000円以上 301,000円未満		32,000	31,400
	301,000円以上 397,000円未満		34,000	33,400
	397,000円以上		34,000	33,400

## ★副食費について

3歳以上児につきましては、副食費が実費負担となります。  
 公立保育所(園)は若狭町が、私立保育園につきましては各施設での徴収となります。  
 金額や徴収方法などは各施設にてご確認ください。

☆保育料、副食費ともに免除または減免されている場合がありますので、詳しくは保育料等の決定通知でご確認ください。

☆申し込み、記入方法等についてご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせ下さい。  
 ☆この申し込みに関する個人情報については、適正に保管し、保育所関係業務の目的以外に使用いたしません。



お問合せ：若狭町役場上中庁舎 福祉課子ども・若者支援室

〒919-1592 若狭町市場 20-18 TEL 0770-62-2704 (直)